

3 インドネシア

3-1 概要

本報告書は、平成 28 年度林野委託事業で作成されたインドネシア国別報告書（以下、「H30 インドネシア報告書」）¹の更新版である。

インドネシアは SVLK (Sistem Verifikasi Legalitas Kayu) (英語名: Indonesian Timber Legality Assurance System) と称される木材合法性証明システム²を構築し、インドネシアから輸出される木材製品には、合法性証明書 (EU 向けには FLEGT ライセンス、日本を含むその他の国に対しては V-Legal ドキュメント) が発行される。

「H30 インドネシア報告書」が解説したよう、2016 年に制定された「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」が林業及び木材合法性証明システム (SVLK) を規定する主要な法令であった。しかしながら、それ以降にも規則の改訂が行われ、2020 年に制定された「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」によってプロセスの強化や実施の効率化が図られた。さらに、2020 年 11 月 2 日にジョコウィ大統領の署名により、投資と雇用創出を促すことを目的とした「雇用創出法 (法律 2020 年第 11 号)」が成立し、実施細則の整備と実施が関係省庁で進められる。その結果、2021 年 2 月には、林業に関する規則を包括する「政府令 No.23/2021」が制定され、同年 4 月に「環境林業大臣令 P.8/2021」が制定された。

木材合法性証明システム (SVLK) のメカニズムと 2017 年までに施行された法令等については、「H30 インドネシア報告書」で解説されている。本報告書ではそれ以降に施行された法令、特に「環境林業大臣令 P.21/2020」、「PHPL 局長令 SK.62/2020」及び「環境林業大臣令 P.8/2021」を中心に、木材合法性証明システム (SVLK) に関する更新と実施状況について報告する。

本報告書の構成は以下である。3-2 章では「林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関連する体制」について概要を示す。3-3 章では「林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関する法的枠組みの更新」について説明し、3-4 章は「木材合法性証明システム (SVLK) の実施状況と課題」について述べる。3-5 章では、最近の「木材生産・流通状況」について、そして 3-6 章では「自主的な森林認証制度」の更新状況を示す。

¹ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/idn/29report-idn02.pdf>

² 木材合法性証明システム (SVLK) は、林業・木材産業に携わる事業者の認証と、木材製品に対し発行される合法証明書類 (V-Legal ドキュメント) により、合法性を証明するものである。木材製品の輸出にあたっては、環境林業省から認定された民間の木材合法性審査機関 (LVLK) が、認証を受けた事業者が扱う輸出物の合法性を納品書単位で審査・確認し、合法性証明書類を発行する。木材合法性証明システム (SVLK) の詳細は「H30 インドネシア報告書」を参照。

3-2 林業及び合法木材に関連する行政の体制

森林行政及び木材合法性証明システム (SVLK) 運営体制について更新はない (表 3.1)。中央政府の環境林業省 (Ministry of Environment and Forestry) と州森林局が森林行政全般を担う。木材製品の貿易に関しては、商業省 (Ministry of Trade) と税関/財務省 (Ministry of Finance) も役割を果たす。

木材合法性証明システム (SVLK) の運営に関しては、国家認定機関 (KAN) が民間の独立審査認定機関 (LP-VI) を審査し、適合性評価機関認定証を与える。独立審査認定機関 (LP-VI) は、木材関連事業者の申請に基づき適格性を審査し、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または木材合法証明書 (S-Legality/旧称 S-LK) を認証する。独立審査認定機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有するものとして、木材合法性審査機関 (LVLK) が環境林業省から認定を受け指名される。木材合法性審査機関 (LVLK) は木材製品の輸出の際に、合法性を審査し、合法性証明書 (FLEGT ライセンスまたは V-Legal ドキュメント) を発行する。

表 3.1 林業及び木材合法性証明システム (SVLK) に関する体制

組織名	役割と責任
環境林業省	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 森林資源の管理と利用を管轄し、SVLK を運営 ▪ 森林管理と木材の合法性に関する規範、基準、ガイドラインを策定 ▪ 森林管理と木材利用に関するビジネス・ライセンスを発行する権限を有す
商業省	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 貿易全般を管轄 ▪ 輸出入承認に関する申請システム「INATRADE」を管理
関税/財務省	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 関税を徴収し、木材製品を含む商品の入出庫を管理 ▪ 通関書類や許可証など、輸出入に関わる書類の電子システム「Indonesia National Single Window (INSW)」を管理
州森林局	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 生産林および保護林における森林管理ユニット (FMU) の実施に責任を有す ▪ 環境林業省に対して事業者のビジネス・ライセンスの推奨を行う
国家認定機関 (KAN)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 独立審査・検証機関 (LP-VI) の認定を含む、適合性評価の認定を行う
独立評価審査機関 (LP-VI)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 民間組織で KAN から認定され、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法証明書 (S-Legality/旧称 S-LK) の審査を行う
木材合法性審査機関 (LVLK)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 独立審査・検証機関 (LP-VI) の中から十分な能力を有する機関が木材合法性審査機関 (LVLK) として認定を受ける。合法木材証明 (VLK) を行い、FLEGT ライセンスと V-Legal ドキュメントを発行する

3-3 林業及び木材合法性証明システム（SVLK）に関する法的枠組みの更新

3-3-1 2017 年以降に制定された法令等

2016 年に制定された「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」が林業及び木材合法性証明システム（SVLK）を規定する主要な法令であった。しかしながら、それ以降も実施規則は、プロセスを強化し運営を円滑にするために何度も改訂が行われている。2017 年以降に制定された主要な法令を表 3.2 に取りまとめる。

表 3.2 2017 年以降に制定された林業および SVLK に関連する主要な法令

法令	年		概要
	制定	施行	
環境林業大臣令 P.21/2020	2020 年 10 月 21 日	2020 年 11 月 2 日	「環境林業大臣令 P.30/2016」の改訂版。森林管理および木材製品の合法性と検証について規定
PHPL 局長令 SK62/2020	2020 年 12 月 20 日	2020 年 12 月 20 日	「PHPL 局長令 SK.14/2016」の改訂版。持続的森林管理、木材合法性、輸入木材のデューデリジェンス、供給者確認書、V-Legal ドキュメント/FLEGT ライセンスの発行に関する評価基準および手順についてガイドラインを提供
雇用創出法（法律 2020 年第 11 号）	2020 年 11 月 20 日	2020 年 11 月 20 日	投資促進と雇用創出を目的に、規制要件の緩和や労働環境の変更に向けて様々な法令の変更・改訂を行う
政府令 No.23/2021	2021 年 2 月 21 日	2021 年 2 月 21 日	雇用創出法成立を受けて制定された林業に関連する政府令
環境林業大臣令 P.8/2021	2021 年 4 月 21 日	2021 年 4 月 21 日	木材製品の競争力向上と森林の持続可能な管理を目的に、森林管理計画・伐採と加工等の林業全般及び検査手順等を規定。SVLK に関して、木材製品の合法性だけでなく持続性の観点を含めることを強調し、木材製品だけでなく非木材林産物も対象として含めることを示す

「環境林業大臣令 P.30/2016」及び「PHPL 局長令 SK.14/2016」に基づいて運用されていた木材合法性証明システム（SVLK）は、2020 年に制定された「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって更新された。さらに、2020 年 11 月 2 日にジョコウィ大統領の署名により、既存の 70 以上もある法律をひとまとめにして、投資と雇用創出を促すための「雇用創出法」が成立し、実施細則の整備と実施が関係省庁で進められる。その結果、2021 年 2 月には、林業に関する規則を包括する「政府令 No.23/2021」が制定され、「環境林業大臣令 P.21/2020」は

2021年4月に「環境林業大臣令 P.8/2021」によって改訂された。こうした法令の改訂によって、木材合法性証明システム（SVLK）の制度において以下の事項で変更が行われた：

- 合法性基準及び事業許可の名称と区分
- 認証の有効期間と審査頻度
- 木材の流通段階（木材集積場と在庫木材製品）における制度
- 輸入木材製品の合法性確認に関する制度
- 木材の輸出制度に関する制度

さらに、新たな「環境林業大臣令 P.8/2021」により、木材合法性証明システム（SVLK）は木材製品の合法性だけでなく、持続性の観点を重視することが示された。環境林業省は、木材合法性証明システム（SVLK）における持続性の側面を強化するために、持続可能な森林管理のためのガイドラインと基準の見直し、森林の土地利用転換及び産業造林のパフォーマンスを綿密に評価・モニタリングすることを検討している³。また、同大臣令は、木材合法性証明システム（SVLK）は木材製品だけでなく、非木材林産物も対象とすることを示した。これに伴い、V-Legal のロゴマークの変更版が示された（後述：3-3-5 V-Legal ロゴの変更）。

本稿執筆時点（2022年2月）において、木材合法性証明システム（SVLK）の審査は「環境林業大臣令 P.21/2020」と「PHPL 局長令 SK.62/2020」に基づいて行われる。ただし、「環境林業大臣令 P.8/2021」の制定により、さらなる改訂プロセスが進んでおり、詳細な実施規則とガイドラインの検討が行われている。

3-3-2 合法性基準の更新及び事業許可の名称と区分の変更

木材生産・流通・加工・取引に関する事業者は、持続的森林管理証明書（S-PHPL）⁴、または木材合法証明書（S-LK）⁵を取得することが義務付けられる。2021年に制定された「環境林業大臣令 P.8/2021」により、S-PHPL は **S-PHL** に、S-LK は **S-Legalitas** と名称が変更となった。ただし、2022年2月時点では新名称への移行期間中となっており、S-PHPL と S-LK という名称が引き続き使われている。

2020年に制定された「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって、持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）は、生態系修復林木材利用事業許可（IUPHHK-RE）には不必要となった（表 3.3）。天然林木材利用事業許可（IUPHHK-HA）、産業造林木材利用事業許可（IUPHHK-HTI）及び森林管理権者⁶。（これら国有林の事業許可は森林利用ビジネス・ライセンス：PBPH⁷ と称される）に対しては引き続き必須であり、有効な持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）なしに

³ Profundo Research & Advice (2021) Third Periodic Evaluation of the Indonesia-EU VPA/FLEGT: Executive summary (29 November 2021)

⁴ 持続的森林管理証明書（S-PHPL）の詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

⁵ 木材合法証明書（S-LK）の詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

⁶ 森林管理権者：法令の規定に沿って森林管理を実施する権利を受託した林業分野の国営企業。

⁷ 森林利用ビジネス・ライセンス（Perijinan Berusaha Pemanfaatan Hutan/PBPH）：「政府令 No.23/2020」によって導入された用語で、生産林と保護林における森林利用事業を対象とする。

丸太を販売することは出来ない。ただし新規事業の場合は、最初の3年間だけ木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）による運営が可能となっている。

表 3.3 「PHPL 局長令 SK.62/2020」による持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）取得義務の変更

事業許可	旧制度	新制度
天然木材利用事業許可（IUPHHK-HA）	必須	必須
人工林事業許可（IUPHHK-HT）	必須	必須
生態系修復林事業許可（IUPHHK-RE）	必須	不要
森林管理権者	必須	必須

持続的森林管理証明書（S-PHL／旧称 S-PHPL）を取得するために、森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）は、森林インベントリ、10年間の森林利用事業計画（RKUPH）及び年間森林利用作業計画（RKTPH）の作成が必要となる。そのプロセスには時間がかかることから、初期段階で、木材の合法性を証明する木材合法証明書（S-LK）を申請する機会が与えられる。木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得した森林利用ビジネス・ライセンス取得者（PBPH）は、承認された森林利用事業計画（RKUPH）と年間森林利用作業計画（RKTPH）に従って生産した丸太に V-Legal マークを使用することができる。木材合法証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の有効期間は3年間で、毎年1回の審査を受ける。延長はできず、3年後には持続的森林管理証明書（S-PHPL）の取得が必要となる。

「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の取得が義務付けられている事業許可を表 3.4 に示す。なお、同局長令とその後制定された法令によっていくつかの事業許可の名称または区分が変更された。

表 3.4 木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）の取得が義務付けられている事業許可と名称の変更

事業許可	変更点
コミュニティ林木材利用事業許可（IUPHHK-HKm）	無し
民有林木材利用事業許可（IUPHHK-HTR）	無し
村落林木材利用事業許可（IUPHHK-HD）	村落森林管理権者（HPhD）に変更
再生林木材利用事業許可（IUPHHK-HTHR）	無し
木材利用許可（IPK） ⁸ 及び林地賃貸利用許可（IPPKH） ⁹	無し

⁸ 木材利用許可（IPK）：樹木が残っている地域をオイルパーム・プランテーション開発や大規模造林利用する際に、森林を伐採するために事業者が取得する許可。

⁹ 林地賃貸利用許可（IPPKH）：石炭採掘事業等の当該森林地域を林業活動以外の開発目的で森林を伐採するために与えられる許可。

木材第一次産業事業許可 (IUIPHHK)	IUIPHH に変更後、さらに PBPHH に変更
コミュニティ木材加工業 (IPKR)	PBPHH に組み込まれる
設備投資額 2 億 Rp 以上の二次木材加工事業許可 (IUI)	大・中・小に区分される
設備投資額 2 億 Rp 未満の二次木材加工事業許可 (TDI)	IUI に組み込まれ、大・中・小に区分される (TPK-RT の登録は廃止)
登録木材集積場 (TPT)	
家内工業 (IRT/Pengrajin)	
(丸太) 登録木材集積場 (TPT-KB)	
コミュニティ登録木材集積場 (TPK-RT)	
非生産者の輸出事業者 (Non-Producer Exporter)	SIUP ホルダーに変更
木材・林産物利用の合法性の所有者	無し
慣習的森林所有者	無し

「PHPL 局長令 SK.62/2020」によって、二次木材加工事業許可である IUI 及び TDI、登録木材集積場 (TPT)、家内工業 (IRT/Pengrajin) 事業者は、二次木材加工事業許可 (IUI) の大・中・小のカテゴリーに整理された。この区分化は、産業分野における企業の分類方法に従ったものである。さらに同局長令は、私有地で自然に生えている天然木の利用許可 (PHAT)¹⁰という新しいカテゴリーを定めた。

2021 年に制定された「政府令 PP.23/2021」は、「環境林業大臣令 P.21/2020」で規定した木材第一次産業事業許可 (Ijin Usaha Industri Pengolahan Hasil Hutan : IUIPHH) の名称を、木材加工ビジネス・ライセンス (Perizinan Berusaha Pengolahan Hasil Hutan : PBPHH) と変更した。木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) は、個人、協同組合、コミュニティ企業、民間企業、公有企業を対象としている。同政府令によると、木材第一次産業事業許可 (IUIPHH) は引き続き有効となっている。また、年間 2000m³ 未満の生産能力を持つコミュニティ木材加工業 (IPKR) と木材第一次産業事業許可 (IUIPHHK) 事業者は、小規模 PBPHH として分類される。なお、「環境林業大臣令 P.21/2020」で規定されたコミュニティ登録木材集積場 (TPK-RT) は、「環境林業大臣令 P.8/2021」によって新たに承認されることはなくなった。

3-3-3 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査に関する変更

2021 年に制定された「環境林業大臣令 P.8/2021」は、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査期間について表 3.5 のように規定する。

表 3.5 「環境林業大臣令 P.8/2021」で規定された持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) と木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の有効期間と審査頻度

事業者	有効期間 (年)	審査頻度 (月)
-----	-------------	-------------

¹⁰ PHAT : 非林業活動のために指定された私有地における劣化した天然林を伐採するための木材利用許可。

持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL)		
前回の審査で「良」と評価された森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	24
前回の審査で「中間」と評価された森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	18
S-Legalitas を取得した森林利用ビジネス・ライセンス取得者 (PBPH)	6	12
木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK)		
社会林業許可取得者 (コミュニティ林事業許可、村落林事業許可等)	6	24
木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) 取得事業者と CITES 登録樹種を含む私有林の天然林木及び植林木を加工する許可を得た事業者	6	12
木材加工ビジネス・ライセンス (PBPHH) 取得事業者で植林木または輸入木材を利用する事業者	9	24
登録木材集積場 (TPT-KB)	1	12
コミュニティ林における天然木の所有者	1	12
私有林における植林木の所有者	6	36
非木材林産物の登録収穫事業者	9	24
非木材林産物の登録利用者	1	6
輸出事業者	6	12

持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) の審査頻度は前回の審査の評価結果¹¹によって異なる。

木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) については、森林管理を対象とする S-Forest Legalitas と加工・流通業を対象とする S-Industrial Legalitas の2種類に分けられる。

S-Forest-Legalitas は、新規のコンセッション事業に対して、事業者が持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) に必要な要件を満たす前に付与される。S-Forest Legalitas は、コンセッション期間中に一度だけ有効で、有効期間は3年、12ヶ月ごとに審査が実施される。地域住民による森林管理 (HKm、HTR、HD、HTHR) の場合、S-Forest Legalitas の有効期間は6年間で、24ヶ月ごとに審査が実施される。小規模事業者はグループによる登録も可能であり、初期段階において S-Forest Legalitas の要件を満たすことができるよう、政府から資金援助や人材支援の仕組みが提供されている。

S-Industrial Legalitas は、加工・流通事業者に対する合法証明となる。加工事業者には様々な規模の事業者が含まれ、持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または S-Forest Legalitas を取得した合法的な供給者からの原料調達が求められる。S-Industrial Legalitas の有効期間と審査頻

¹¹ 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) の評価結果は「良」「中間」「悪」の3段階に分けられる。木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) の評価は「合」か「不可」となっている。

度は事業者の能力に応じて異なる。木材合法証明書(S-Legalitas/旧 S-LK)を取得した事業者は、SVLK マークを木材製品と取引書類に記載する。

審査のメカニズム¹²に関して更新はない。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、環境林業省は2020年5月に「Zoom Meeting」やビデオ通話を活用したりリモート審査に関する規則を定めた。木材合法審査機関(LVLK)がリモートで審査を実施するためには、国家認定機関(KAN)による検査に合格している必要がある。

3-3-4 持続的森林管理証明書(S-PH/旧称 S-PHPL)と木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)の様式

2022年2月時点において、持続的森林管理証明書(S-PHL/旧称 S-PHPL)と木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)は、「PHPL 局長令 SK62/2020」に従って発行される。同局長令は、証明書の様式を定めておらず、審査機関によって証明書は異なる。ただし同局長令は、以下の項目を含めることを定めている：

- 認証取得者の名前
- 認証取得者の所在地
- 事業許可ライセンス番号
- 審査機関の名称とロゴ
- 国家認定委員会(KAN)のロゴ
- 発行日
- 有効期間
- 認証番号：持続的森林管理証明書(S-PHL/旧称 S-PHPL)または木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)
- 事業者タイプ

持続的森林管理証明書(S-PHPL)の例を付属資料①に、森林管理及び加工事業に関する木材合法性証明書(S-LK)の例を付属資料②と③に示す。



3-3-5 V-Legal ロゴの変更

木材合法性証明書(S-Legalitas/旧称 S-LK)を取得した事業者は、取引書類や木材製品にSVLK マークを記載する権利があり、その義務がある。

2021年11月に制定された「環境林業大臣決定 SK.1179/2021」によってV-Legalのロゴマークが新しくなった(図3.1)。ただし、2022年2月時点においては、旧V-Legalロゴが引き続き使われている。

¹² 審査メカニズムの詳細については、「H30 インドネシア報告書」を参照。

図 3.1 旧 V-Legal ロゴと新 V-Legal ロゴ

	
<p>旧 V-Legal ロゴ</p>	<p>新しい V-Legal のロゴ</p>

3-3-6 流通段階と供給者確認書（DKP）に関する変更

林業省（現環境林業省）は、2014年に供給者確認書（Deklarasi Kesesuaian Pemasok : DKP）¹³を導入した。これは、小規模な私有林やコミュニティ林から伐採された低リスクの植林木に適用され、合法性を証明する書類として使われている。

「環境林業大臣令 P.8/2021」によって、非 CITES 樹種の木材製品と非木材林産物について供給者確認書の名称を DKP から **SDoC** に変更することが示された。ただし、2022年2月時点においては、「PHPL 局長令 SK62/2020」によって規定された供給者確認書（DKP）の様式と名称が使用されている（付属資料④）。

3-3-7 在庫木材製品に関する制度の更新

「環境林業大臣令 P.21/2020」によって、木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得していない小規模な私有林やコミュニティ林から生産された木材を保有する中小事業者が輸出する際には、在庫製品を対象にした個別の承認プロセスを経る必要があることが定められた。在庫木材は、環境林業省が検査し承認する。検査は1回のみであり、当該在庫木材がなくなった場合、事業者は木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得する必要がある。なお、当該中小事業者が限られた資金しか有していない場合、環境林業省が取得コストを補助する。

3-3-8 輸入木材製品の合法性確認に関する制度の更新

木材製品の輸入事業者は、デューデリジェンス（実現可能性テスト）¹⁴の実施が義務であり、合法性が担保されなければならない。2017年以前は「H30 インドネシア報告書」で報告されたよう、「SFPM 局長令 P.7/PHPL-SET/2015」が木材製品の輸入に関する手順を規定していた。デューデリジェンスは、環境林業省の木材合法性情報システム（Sistema Informasi Legalitas Kayu : SILK）

¹³ 供給者確認書（DKP）：要件の適合を証明できたことに基づいて、供給者が行う合法性申告書書類。詳細は「H30 インドネシア報告書」を参照。

¹⁴ 「環境林業大臣令 P.8/2021」では、デューデリジェンスではなく、uji kelayakan（実現可能性テスト／Feasibility Test）という用語が使われる。

¹⁵を通じて製品がインドネシアに入る前に行われ、入力された情報を環境林業省が確認した。輸入事業者は環境林業省から輸入許可に関するレターの取得が要件であった。このシステムにより、環境林業省は事前に輸入木材（量、樹種、製品タイプ、原産国／伐採国、輸入事業者）を把握することができる。

デューデリジェンスの手順とその審査については、2017 年以降に制定された法令（「商業大臣令 Permendag No 91/2017」、「SFPM 局長令 P.3/2018」、「環境林業大臣令 P.21/2020」及び「PHPL 局長令 SK62/2020」）によって改訂が行われた。

「環境林業大臣令 P.21/2020」は、輸入木材の合法性に関する原則を以下のとおり規定する：

- デューデリジェンスの実施
- 合法性は、原産国と伐採国に関して確認
- 違法な製品の輸入を防止
- デューデリジェンスの結果に基づき、輸入事業者は輸入木材に関する供給者確認書（DKP）を作成

輸入事業者は、引き続き識別番号（API）の取得が義務付けられ、輸入毎に木材合法性情報システム（SILK）を通じて輸入申告とデューデリジェンスの実施と報告が義務となっている。環境林業省は木材合法性情報システム（SILK）に提出された情報等を確認し、問題がなければ、産業省が輸入許可を発行する（付属資料⑤）。輸入許可を受けた輸入事業者は、輸入木材製品の供給者確認書（DKP）（付属資料⑥）を作成する。この供給者確認書（DKP）には、デューデリジェンス情報が含まれる。

木材合法審査機関（LVLK）は、12 か月ごとに輸入事業者に対する審査を実施し、デューデリジェンスシステムと輸入事業者が発行した供給者確認書（DKP）について文書精査と無作為の現場確認を行う。審査では、年間取引された木材製品の妥当性を確認し、輸入能力が適切であるか、また違反していないかを確認する。

輸入木材のデューデリジェンスのステップと内容等については以下のように規定される：

1. 木材合法性情報システム（SILK）への登録
2. データおよび情報の収集と提出
 - 輸出事業者、生産者の合法性
 - 木材の種類／樹種、HS コード、製品説明、伐採国／原産国
 - 木材製品の合法性
3. リスク分析と緩和措置
 - 輸入製品の伐採について持続可能性、合法性、またはトレーサビリティを確保する
 - 輸入木材製品について、原産国の公式文書を通じて製品情報を照合する

¹⁵ 2012 年 8 月に設立された木材合法性証明システム（SVLK）を運用するためのオンライン情報システム。V-Legal ドキュメントのオンライン発行センターとして機能するほか、関連法令、輸出実施状況、木材合法審査機関（LVLK）、SVLK 認証事業者、不遵守事例等の情報を更新・公開する。<http://silk.menlhk.go.id>

- 確認する内容は、原産国における輸出禁止措置を含むが、それに限定されるものではなく、正確でなければならない

4. 記録の保管

木材製品の合法性とトレーサビリティを示すためには、以下の要件のいずれかが有効であるとされる¹⁶：

- FLEGT ライセンス材である
- インドネシアとの相互認証協定（MRA）を締結している国の木材である
- インドネシアとの間で国別ガイドライン（Country Specific Guideline：CSG）を作成した国で生産された木材である
- サプライヤーが持続可能性、合法性、及び／またはトレーサビリティに関する認証機関からの証明書を取得している
- サプライヤーが伐採国または原産国の当局（政府機関、協会、政府から権限を与えられた機関）が発行する持続可能性、合法性、トレーサビリティに関する証明書を取得している

3-3-9 木材の輸出制度に関する更新

2020年2月27日、産業省は、貿易の促進を目的に「産業大臣令 No.15/2020」を制定し、それまで木材製品の輸出には必須であった V-Legal ドキュメント／FLEGT ライセンスを必要とする場合にのみとする改訂を行った。しかしながら、市民社会や EU から反対の声が上がり、環境林業省やその他ステークホルダーとの協議・調整の結果、同大臣令は無効となった。木材製品輸出には引き続き FLEGT ライセンス／V-Legal ドキュメントが義務となっている。

木材合法性証明書（S-Legalitas／旧称 S-LK）を取得している事業者は、販売書類や木材製品に SVLK マークを表示する権利があり、その義務がある。輸出の際には、EU 向けの場合は FLEGT ライセンスを、それ以外の国に対しては V-Legal ドキュメントの発行を木材合法審査機関(LVLK)に申請する。

インドネシアから木材加工品を輸出するには以下の書類が必要とされる：

- V-Legal ドキュメント発行のための申請書類
- インボイス及びパッキングリスト
- 船積書類
- 輸出申告書類（PEB）
- FLEGT ライセンスまたは V-Legal ドキュメント（付属資料⑦）¹⁷

¹⁶ Government of Australia and Government of Indonesia (2018) Country Specific Guideline for Indonesia.
<https://www.awe.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/indonesia-country-specific-guideline.pdf>

¹⁷ V-Legal ロゴが新しくなったが（図 3-8）、2022年2月時点では引き続き旧 V-Legal ロゴが使われている。

3-3-10 木材の国内消費に関する制度

2020年5月20日付の「国家公共調達庁通達 SE LKPP No.16/2020」に基づき、インドネシアの全ての政府機関による家具調達には、SVLK ロゴマークがついた製品の使用が義務付けられた。

3-4 木材合法性証明システム (SVLK) の実施状況と課題

3-4-1 SVLK 認証取得事業者と審査機関

SVLK 認証¹⁸を取得した事業者と審査機関は、木材合法性情報システム (SILK) にリストが掲載される。2021年10月時点で、5,600以上の森林関連事業者がSVLK認証を取得し、その内、木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) を取得している事業者は2,916社 (輸出事業者1,866社、販売業者/小売業者256社、非輸出業者794社) であった。また、木材合法審査機関 (LVLK) として32機関が登録されている。

3-4-2 V-Legal ドキュメント (FLEGT ライセンスを含む) の発行数と輸出量・金額

これまでに150万件以上のV-Legalドキュメント (FLEGTライセンスを含む) が発行された。2013年には木材合法性証明システム (SVLK) により合法性が証明された木材製品の輸出額は60.6億米ドルであったが、2021年には約2.2倍の135.7億米ドルに達した。製品タイプで見ると、木材家具等 (HSコード9403)、非塗工紙・板紙を含む紙類 (HSコード4802)、合板等 (HSコードが4412) が主要な輸出製品となっている (表3.6)。

表3.6 木材製品毎のV-Legalドキュメント (FLEGTライセンスを含む) の発行件数と輸出量・金額 (2020年-2021年)

HSコード	V-legalドキュメント発行数		輸出量 (トン)		FOB価格 (1,000 USD)	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
9403 (家具、家具の部品)	77,063	86,317	358,519	427,616	1,148,978	1,506,599
4412 (合板、ベニヤドパネル、積層木材)	38,909	48,641	1,989,583	2,240,351	1,749,896	2,521,994
4802 (筆記用、印刷用の塗布していない紙及び板紙等)	29,995	28,064	3,122,836	3,042,570	1,824,047	2,011,320
4409 (さねはぎ加工、溝付け等の加工を施した木材等)	19,006	21,032	554,299	616,563	626,371	721,011
4418 (木製建具及び建築用木工品)	12,976	14,803	206,762	262,690	413,102	546,546
4803 (家庭用又は衛生用に供する種類の紙)	11,531	8,364	850,876	598,200	770,926	574,265
4810 筆記用等に供する種類の紙及び板紙)	5,455	5,988	347,950	366,339	270,562	358,662

¹⁸ 持続的森林管理証明書 (S-PHL/旧称 S-PHPL) または木材合法性証明書 (S-Legalitas/旧称 S-LK) 取得事業者を意味する。

4818 (トイレットペーパー、セル ロースウォッディング、製紙用パル プ製等)	5,369	6,281	68,306	75,802	103,772	108,615
4421 (その他の木製品)	4,992	5,695	474,806	579,895	254,946	306,141
9401 (腰掛)	4,203	49,153	77,986	98,242	384,168	626,772

出典：SILK¹⁹

3-4-3 SVLK に関する 2 国間合意

インドネシア政府は EU と FLEGT-VPA²⁰ を結び、2016 年 11 月以降、EU に対して FLEGT ライセンスで合法性が担保された木材のみの輸出を行っている。英国は、EU からの離脱後も、英国・インドネシア二国間の FLEGT-VPA²¹ に基づき、インドネシアからの木材輸入に関する FLEGT ライセンスを合法的に伐採された木材および木材製品の証拠として受け入れている。また、オーストラリア政府は、2018 年にインドネシア政府と共同で、インドネシアから木材を輸入する際の合法性確認に関するインドネシア国別ガイドライン (Country Specific Guideline for Indonesia)²² を作成した。合法性を確認する方法として、サプライヤーが木材合法性証明書 (S-LK) を保持しているかどうかを確認すること、そして輸入の際に V-Legal ドキュメントが備わっているかどうかを確認することが挙げられている。

3-4-4 SVLK 実施に関する課題

インドネシア政府と EU は FLEGT-VPA に基づき、定期的に木材合法性証明システム (SVLK) 実施についてモニタリングと評価を行っている。2021 年 11 月に作成された第 3 回モニタリング報告書 (The third Periodic Evaluation : PE3)²³ は、全般的に VPA に基づいて運用されていると評価した。ただし、課題点/改善点として以下を挙げている：

(1) 合法性基準

- 新しいカテゴリーである PHAT (私有地で自然に生えている天然木の利用) は、「PHPL 局長令 SK62/2020」に反映されているが、合法性を担保するには詳細な運用ガイドラインが必要である

(2) 森林管理・サプライチェーン

¹⁹ <http://silk.menlhk.go.id/index.php>

²⁰ EU Commission (2015) Indonesia-EU Voluntary Partnership Agreement. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22014A0520%2802%29&from=EN>

²¹ Government of UK (2021) Explanatory Memorandum to the FLEGT Licensing Scheme (Council Regulation (EC) No. 2173/2005) (Amendment) Regulation 2021. https://www.legislation.gov.uk/uksi/2021/2/pdfs/uksem_20210002_en.pdf

²² Australia Government and Government of Indonesia (2018) Country Specific Guideline for Indonesia. <https://www.awe.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/indonesia-country-specific-guideline.pdf>

²³ Profound research & advice (2021) Third Periodic Evaluation of the Indonesia-EU VPA/FLEGT

- 環境林業省の森林インベントリの精度が限られている。また事業者が報告する森林材積量の正確性が十分でない
 - 事業者は V-Legal ロゴのない輸送書類を使用しているケースがある。このことは、SVLK 認証を取得する以前に伐採していた可能性や、失効した証明書で伐採施行を行っていた可能性を示唆する
 - 木材利用許可 (IPK)、林地賃貸利用許可 (IPPKH) 及び私有地の天然木の利用 (PHAT) による皆伐材のトレーサビリティを確保するための運用手順が十分でない。これにより、出所不明の木材が混入するリスクがある。また、森林インベントリに地理座標情報が記載されていないため、現地検証が困難となっている
- (3) 輸入木材
- 輸入木材のデューデリジェンス制度に大きな進捗があったが、改訂される「PHPL 局長令 SK62/2020」に組み込まれる必要がある
 - 輸入事業者がデューデリジェンスを理解していない。合法性証明となる文書の収集が十分ではない
- (4) データ管理と情報の公開
- 現状のデータ管理システムは、カバーしている事業者の範囲とリアルタイムの報告について十分ではない
 - 多くの小規模事業者がオンラインシステムを使って随時報告していないためデータの更新が遅れる、また適切に報告を行っていない場合があることからデータに不一致が生じている
 - 市民社会組織 (CSO) が環境林業省にデータ／情報を要求した際に、公開に時間がかかる
- (5) 審査
- 審査は、書類の内容よりも書類がそろっているがどうにかに焦点が当てられている。木材合法性証明システム (SVLK) の審査業務の質を向上させる必要がある
 - リモート審査において事業者から送られてくる写真やビデオには地理的情報が欠けており、信頼性に問題がある
 - 審査結果のサマリーは SILK で公開されることになっているが、サマリーを提出しない審査機関がいる

また、環境林業省は、木材合法性証明システム (SVLK) 運営面の課題として、審査・認証プロセスのコストによる中小事業者への負担や、V-Legal ドキュメント発行にかかる時間による出荷遅延を挙げている²⁴。さらに、輸出マーケットについて以下のような点を懸念事項として挙げている：

- いくつかのマーケットは、FLEGT ライセンス/V-Legal ドキュメントに加えて自主的な認証を要求する
- インドネシアは、FLEGT ライセンスを世界で初めて発行した国であるが、EU のマーケットに占めるインドネシアの木材製品の割合が小さい

²⁴ Pramono, S (2021) Update on Implementation of Indonesian TLAS (SVLK), FLEGT VPA and Impact of Covid-19 Pandemic on Timber Exports from Indonesia. Presentation at International Tropical Timber Council: Fifty-Seventh Session (Virtual Session), 29 November – 3 December 2021.

https://www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=6940&no=6&file_ext=.pdf?v=

- インドネシアの木材合法性証明システム（SVLK）と木材製品に対するバイヤーの認知度が低い

3-4-5 SVLK 実施に関する不遵守事例

上述の第3回モニタリング報告書（PE3）によると、2019年から2020年初頭にかけて、18加工事業者がコンプライアンス違反のためにSVLK認証の停止を受け、そのうち10事業者が認証の取り消し処分を受けた。また、パプア州において違法伐採に関連して6件の有罪判決があったと報告する。

木材合法性証明システム（SVLK）実施に係る透明性を高めるために、環境林業省はSILK上にプラットフォームを設置し、不遵守事例について公開している²⁵。注目すべき点として、不遵守事例は政府機関の報告だけでなく、市民社会グループによって形成される独立モニター（Independent Monitors: IM）²⁶からの報告も掲載される。2019年には、政府機関が2事例、独立モニターが6つの不遵守事例を報告した。2020年、2021年はそれぞれ1事例、4事例（表3.7）が報告された。

表 3.7 SILK で報告された 2021 年の不遵守事例

不遵守事例	情報源	経緯	州	状況
PT. Integritas Persada Sertifikasi の LVLK 認定を凍結	政府	IUIPHHK、IPKR 及び IUI の認証を行う木材合法性審査機関（LVLK）に対して、勧告が行われた	南スマトラ州	解決済み
LVLK が予定通りに報告書を提出しない	政府	環境林業省は、SILK 上に木材合法性審査機関（LVLK）がクライアントデータ、審査、認証に関する報告を行うシステムを構築した	ジャカルタ首都特別州	途中
ジャワ島の複数の事業者がジャワ島外（パプア、西パプア）の違法伐採に関与しているという疑い	独立モニター	Telapak の責任者は、いくつかの木材合法性審査機関（LVLK）に対し、疑わしい事業者に対して特別審査を行うよう要請した。一部の木材合法性審査機関（LVLK）は審査を行い認証の取り消しを実施したが、対応しなかった木材合法性審査機関（LVLK）もいる	東ジャワ州	解決済み
中央カリマンタンの木材一次産業（IUIPHHK）に対する違法行為の疑い	独立モニター	JPIK は、IPHHK 事業者が違法木材を調達・加工していることを報告し、木材合法証明書（S-LK）を発行した木材合法性審査機関（LVLK）に対して特別審査を実施するよう要求した。木材合法性審査機関（LVLK）は、2025年11月22日まで有効な当該事業者の木材合法証明書（S-LK）は、2020年12月22日から2021年3月21日の期間凍結することを明らかにした。	中央カリマンタン州	解決済み

²⁵ <http://silk.menlhk.go.id/index.php/info/NonCompliances>

²⁶ 独立モニター（Independent Monitor）は、FLEGT-VPA に基づき市民社会グループによって形成され、木材合法性証明システム（SVLK）運用の信頼性や透明性を高めるため独立してモニタリングを行う。独立モニターは、SVLK の審査に不備があった場合や、企業が合法性基準を遵守していない場合に報告することができる。また、事業者、政府機関、許認可当局、審査機関に対して苦情を申し立て、これらの苦情がどのように対処されたかを監視することができる。

3-5 木材生産・流通状況

3-5-1 木材生産

インドネシアの丸太生産量は増加傾向を示す（表 3.8）。過去には天然林コンセッションが丸太生産の中心的な役割を果たしてきたが、近年は、産業造林が主要な生産源となっている。2021年には、産業造林事業許可（IUPHHK HT）²⁷による丸太生産量は、天然林木材利用事業許可（IUPHHK HA）²⁸の約 7.7 倍であった。総事業面積は天然林コンセッションの方が大きいものの、事業数については 2014 年に産業造林が天然林コンセッションを超え、2021 年はそれぞれ 292 事業と 257 事業であった（図 3.2 及び 3.3）。

表 3.8 伐採源毎の丸太生産量の推移（1,000m³）

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
産業造林事業許可（IUPHHK HT）	32,081	37,784	40,190	39,515	45,386	46,435
天然林木材利用事業許可（IUPHHK HA）	5,958	5,942	6,978	6,387	5,276	6,031
民有林	1,074	1,410	1,580	1,418	955	1,242
林業公社	557	654	833	808	855	989
土地利用転換	537	741	933	645	447	597
計	40,208	46,531	50,514	48,772	52,918	55,294

出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト²⁹

図 3.2 天然林コンセッションと産業造林事業面積の推移

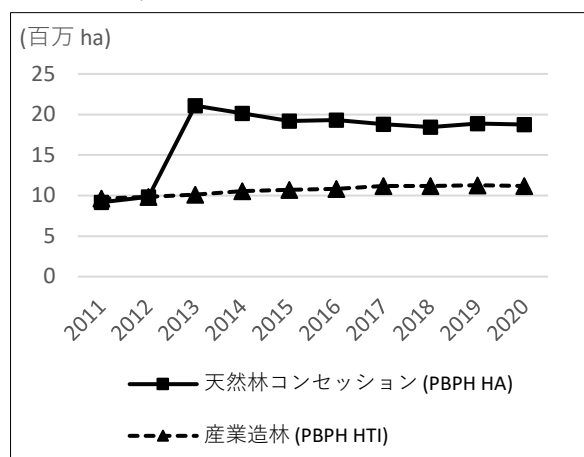
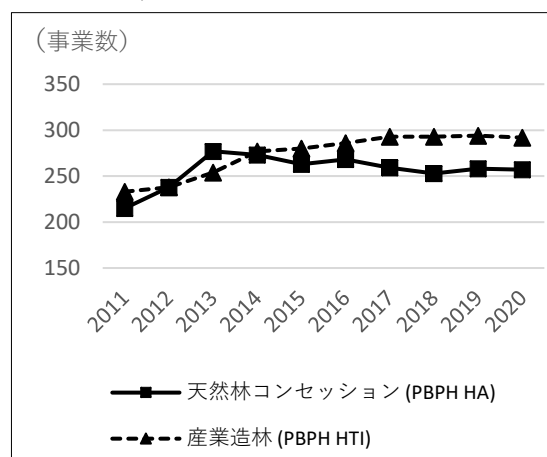


図 3.3 天然林コンセッションと産業造林事業数の推移



出典：MOEF (2021) State of Indonesia's Forest 2020³⁰

²⁷ 人工林コンセッションに相当。

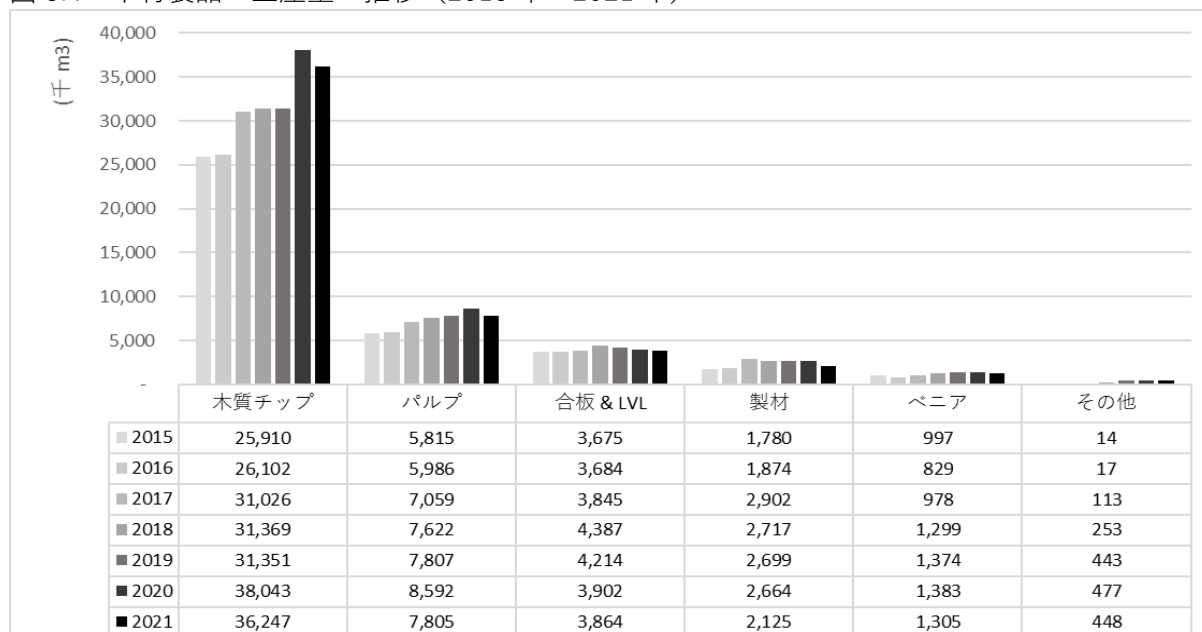
²⁸ 天然林コンセッションに相当。

²⁹ <https://phl.menlhk.go.id/>

³⁰ <https://balaikliringkehati.menlhk.go.id/wp-content/uploads/The-State-of-Indonesias-Forest-2020.pdf>

木材製品の生産量は、2015年の38.2百万m³から2021年には51.8百万m³と増加した。図3.4に主要な加工木材製品毎の2015年から2021年の生産量を示す。木質チップの生産量が最も多く、次いでパルプ、合板と単板積層材(LVL)、製材、ベニアとなっている。

図3.4 木材製品の生産量の推移(2015年～2021年)



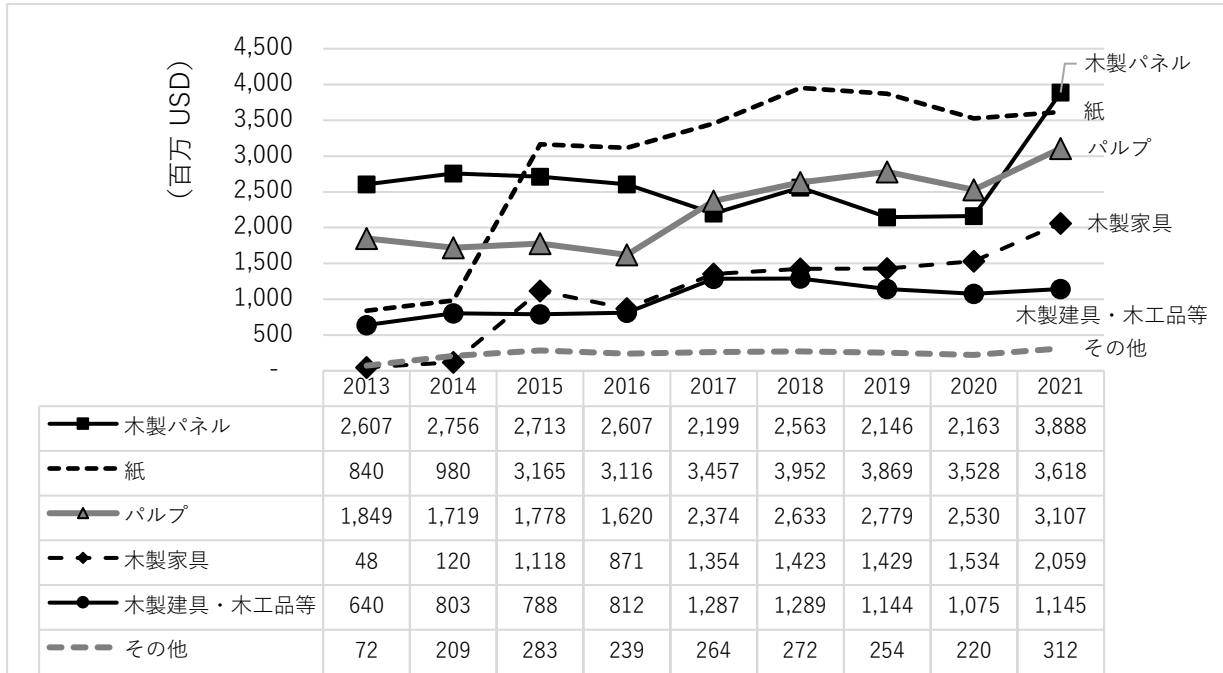
出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト³¹

3-5-2 木材貿易

インドネシアの木材製品輸出額は増加傾向を示し、2013年の60.6億米ドルから2021年には141.3億米ドルに達した。製品タイプ毎の輸出額の推移を図3.5に示す。2021年には木製パネルの輸出額が大幅に増加し、木材製品輸出総額の27.5%を占めた。次いでパルプ(25.6%)、紙(22.0%)、木製家具(14.6%)、木製建具・木工用品等(8.1%)の順であった。

³¹ <https://phl.menlhk.go.id/>

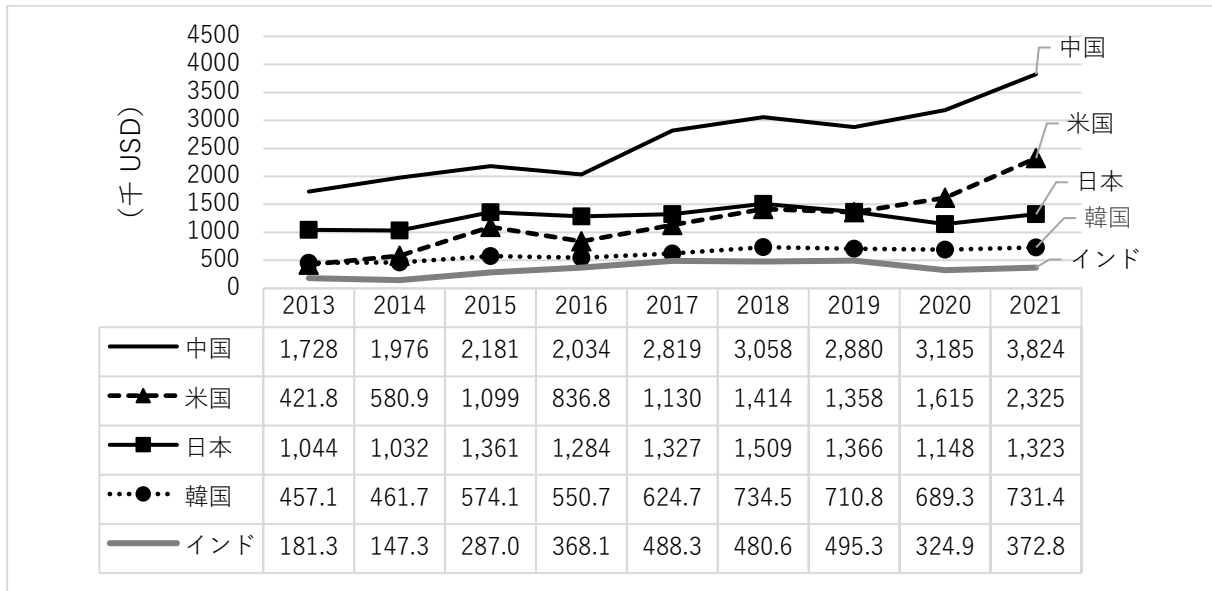
図 3.5 木材製品タイプ毎の輸出額の推移 (2013 年～2021 年)



出典：インドネシア環境林業省持続的生産林管理総局ウェブサイト³²

木材製品の主な輸出先は、中国、米国、日本、韓国、インドである (図 3.6)。中国と米国への輸出額が 2019 年以降大きく増加した。一方で、日本への輸出額は 2018 年から 2020 年にかけて減少し、米国が日本を抜き第 2 位の輸出先となった。

図 3.6 インドネシアの木材製品輸出先上位五か国



出典：Trade Map³³

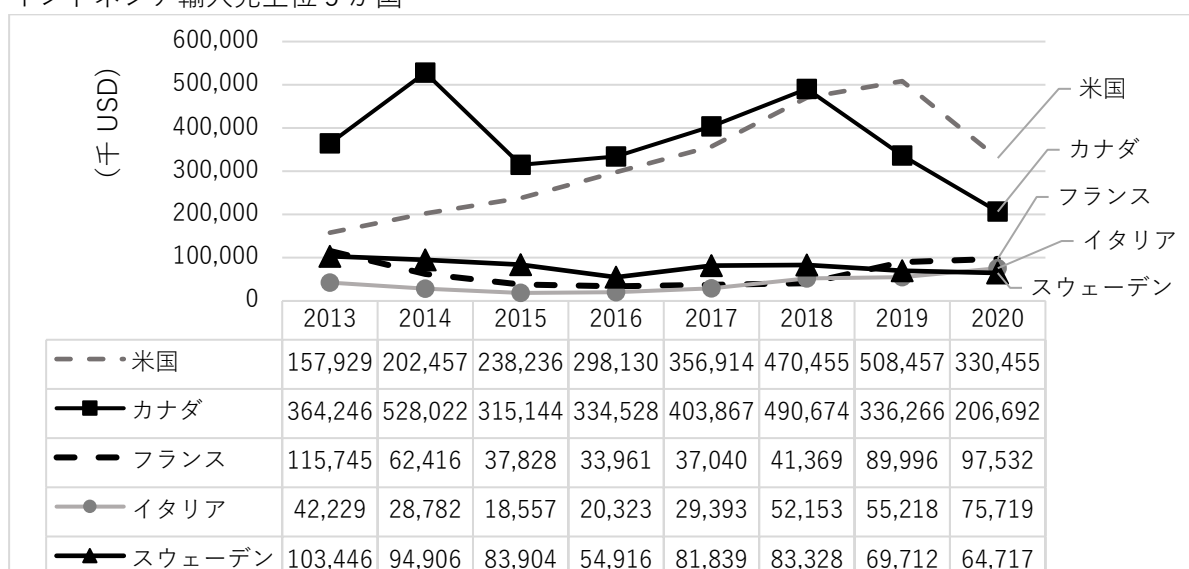
³² <https://phl.menlhk.go.id/>

³³ <https://www.trademap.org/Index.aspx>

インドネシアの木材製品の輸入は2020年に減少したものの、2010年以降継続的に増加傾向を示した。ただし、国内の生産量や輸出量に比べるとかなり少なく、輸入木材（丸木換算で年間約5,000万m³）は年間供給量の5%未満だと推定される³⁴。量ベースで、パルプ・紙の輸入が半分以上を占め、残りは主にHSコード第44類の木材製品（丸太、製材、単板等）の輸入であった。

HSコード第47類（木質パルプ等）の輸入先については、北米が半分近くを占める。金額ベースで2020年の輸入先上位5か国は、米国（HSコード第47類輸入総額の26.4%）、カナダ（16.5%）（7.8%）、イタリア（6.1%）、スウェーデン（5.1%）であった（図3.7）。

図3.7 HSコード第47類（木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙）のインドネシア輸入先上位5か国



出典：Trade Map³⁵

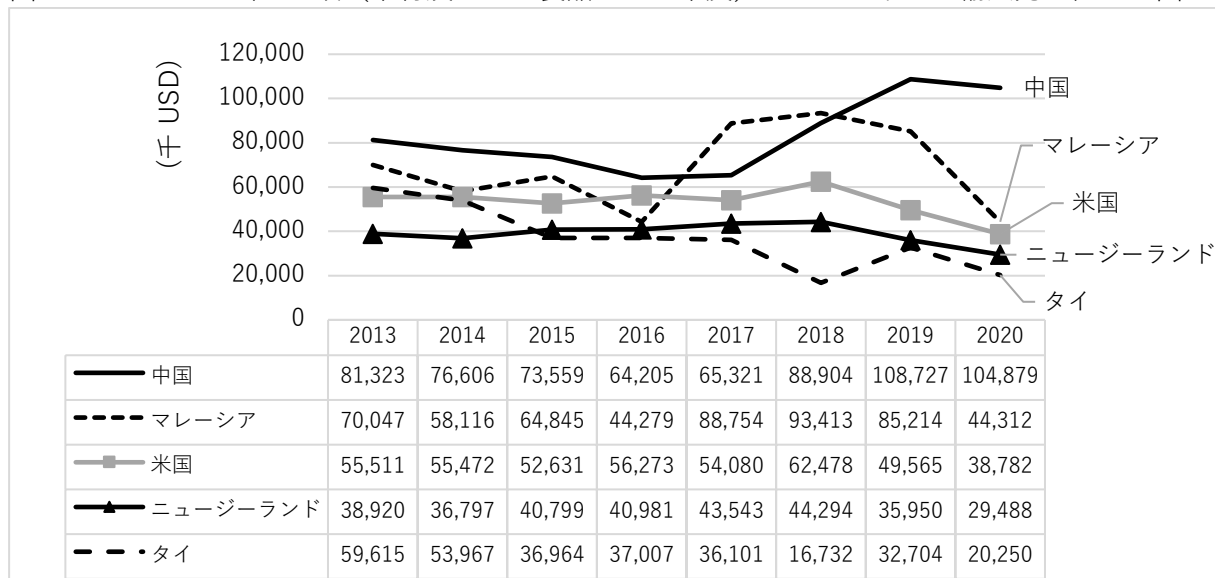
HSコード第44類（木材及びその製品並びに木炭）輸入品については、金額ベースでアジア諸国からの輸入が約半分を占める。2020年の輸入先上位5か国は、中国（HSコード第44類輸入総額の30.0%）、マレーシア（12.7%）、米国（11.1%）、ニュージーランド（8.4%）、タイ（5.8%）であった（図3.8）。

³⁴ Indonesia and the European Union (2020) Annual Report 2019 Implementation of the Indonesia-EU Voluntary Partnership Agreement on Forest Law Enforcement, Governance and Trade.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/efi/20200921.Indonesia%20VPA%20Annual%20Report%202019.%20Final.pdf>

³⁵ <https://www.trademap.org/Index.aspx>

図 3.8 HS コード第 44 類（木材及びその製品並びに木炭）のインドネシア輸入先上位 5 か国



出典：Trade Map³⁶

³⁶ <https://www.trademap.org/Index.aspx>

3-6 自主的な森林認証制度

3-6-1 インドネシア・エコラベル協会（LEI）の認証

インドネシア政府は、1993年に森林認証機関であるインドネシア・エコラベル協会（Lembaga Ekolabel Indonesia : LEI）を設立した。1998年にはLEIが正式に財団法人として登録され、下記の森林認証スキームの開発と認証を行う：

- PHHBKL = 非木材林産物の持続可能な管理認証
- PHBML = コミュニティによる持続的な森林管理認証
- PHTL = 植林地における持続可能な森林管理認証
- PHAPL = 天然林における持続可能な森林管理認証
- CoC 認証

またLEIは、森林管理認証の一部として、炭素認証（PHBML-C）の導入を進めている。2022年1月におけるLEIによる認証状況を表3.9に示す。

表 3.9 LEI の認証状況（2022年1月）

認証タイプ	認証
植林地における持続可能な森林管理認証（PHTL）	2,247,838 ha
コミュニティによる持続的な森林管（PHBML）	87,189.01 ha
CoC 認証（家具と工芸品）	3,653 m ³ /年
CoC 認証（パルプと紙）	5,307,760 トン/年

3-6-2 FSC 認証

インドネシアの国内森林管理規格（NFSS）が開発され、2020年6月30日にFSC国際によって承認された。インドネシアNFSSは、森林資源の持続的利用を向上させることを目的に、木材、非木材林産物、生態系サービスを対象としている。表3.10に2022年1月時点におけるFSC認証の状況を示す。

表 3.10 FSC 認証状況（2022年1月）

認証タイプ	認証件数（面積）
持続的森林管理認証	41件（計3,208,901 ha）
生態系サービス認証	1件（計185 ha）
CoC 認証	353件
プロジェクト認証	1件

3-6-3 IFCC/PEFC 認証

インドネシア森林認証協力機構（Indonesian Forest Certification Cooperation : IFCC）はインドネシア国内で設立された認証機関であり、PEFC（Programme for The Endorsement of Forest Certification）と相互認証を行っている。IFCCのCoCスタンダードは2013年にPEFCに承認

され、持続的森林管理スタンダードは 2014 年に承認された。表 3.11 に 2022 年 1 月時点における IFCC/PEFC 認証の状況を示す。

表 3.11 IFCC/PEFC 認証の状況 (2022 年 1 月)

認証タイプ	認証件数 (面積)
持続的森林管理認証	75 件 (計 4,016,322.06ha)
CoC 認証	41 件

3-7 付属資料

上述の合法性証明に関する書類例、またはフォームについて一部日本語約をつけて収録した。上述のよう、インドネシアから輸出される木材製品には、合法性証明書（日本を含む非 EU 加盟国に対しては V-Legal ドキュメント）が発行される。

- 付属資料① 持続的森林管理証明書（S-PHPL）の例
- 付属資料② 森林管理に関する木材合法性証明書（S-LK）の例
- 付属資料③ 加工事業に関する木材合法性証明書（S-LK）の例
- 付属資料④ 供給者確認書（DKP）様式
- 付属資料⑤ 木材輸入許可の例
- 付属資料⑥ 輸入木材の供給者確認書（DKP）例
- 付属資料⑦ V-Legal ドキュメントの例

付属資料① 持続的森林管理証明書 (S-PHPL) の例



付属資料② 森林管理に関する木材合法性証明書 (S-LK) の例



付属資料③ 加工事業に関する木材合法性証明書 (S-LK) の例



付属資料④ 供給者確認書 (DKP) 様式

Formulir Deklarasi Kesesuaian Pemasok Hutan Hak



Deklarasi Kesesuaian Pemasok (DKP)
Hutan Hak
 Nomor: /bulan/ tahun

1. Nama penerbit atau nama Ketua Kelompok penerbit DKP :

2. Nomor KTP atau nomor KTP Ketua Kelompok :
 (fotokopi dilampirkan)

3. Alamat penerbit atau alamat kelompok penerbit DKP :

a. Nama Jalan/Dusun :

b. Desa :

c. Kecamatan :

d. Kabupaten/Kota :

4. DKP ini menjelaskan bahwa kayu atau produk kayu yang dideklarasikan adalah kayu atau produk kayu yang berasal dari Hutan Hak yang telah memenuhi Standar Legalitas Kayu berdasarkan Peraturan Menteri Kehutanan Nomor P.43/Menhut-II/2014 jo P.95/Menhut-II/2014.
 Bersama formulir ini, Saya mendeklarasikan informasi sebagai berikut:

a. Objek yang dideklarasikan adalah sebagai berikut:

- 1) Jenis kayu :
- 2) Jumlah (batang/keping/kemasan) :
- 3) Volume/Berat (m³/kg) :
- 4) Nama penerima kayu *) :
- 5) Alamat penerima :

*) Perseorangan atau perusahaan

b. Asal usul obyek DKP :

No	Jenis Kayu	Nomor Bukti Kepemilikan	Jumlah (batang/keping/kemasan)	Volume/Berat (m ³ /kg)
1	2	3	4	5
Jumlah total				

Semua dokumen angkutan yang asli dilampirkan.

Demikian deklarasi ini saya buat dengan sebenar-benarnya di pada tanggal dengan penuh tanggung jawab dan bersedia dilakukan pemeriksaan sewaktu-waktu oleh Pemerintah atau LVLK yang ditunjuk Pemerintah.

Tandatangan :


Nama :

L.3.9. - 11

1. 宣言者 (DKP 発行者)
2. ID 番号
3. 宣言者の住所またはグループの住所
4. a. DKP の対象 (樹種、量、ボリューム、木材受け取り者名と住所)
 b. 木材の由来 (木材のタイプ、所有権番号の証明、量)

付属資料⑤ 木材輸入許可

許可ナンバー



KEMENTERIAN
PERDAGANGAN
REPUBLIC OF INDONESIA

DIREKTORAT JENDERAL PERDAGANGAN LUAR NEGERI

Jalan M.J. Rindwan Rais No. 5, JAKARTA 10110
Telp. 021-23529560, 3656191, 3656171 ext 35900, 35160
Fax. 021-3656191

Nomor : 04.PI-64.21.0899 Jakarta, 7 Juni 2021
 Sifat :
 Lampiran : -
 Hal : Peretujuan Impor Produk Kehutanan

輸入申告ナンバー


Sehubungan dengan permohonan XXXXXXXXXX Nomor 594745/INATRADE/06/2021 tanggal 7 Juni 2021 perihal Peretujuan Impor Produk Kehutanan, berdasarkan Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, serta memperhatikan Deklarasi Impor Nomor DI/U/0997/N/210607/001 tanggal 7 Juni 2021, dengan ini diberitahukan bahwa :

Nama Perusahaan XXXXXXXXXX
 Alamat Perusahaan XXXXXXXXXX

Nama Penanggung Jawab XXXXXXXXXX
 Nomor Induk Berusaha (NIB) XXXXXXXXXX

Diberikan Peretujuan untuk mengimpor produk kehutanan dengan ketentuan sebagai berikut:

1. Importasi Produk Kehutanan tersebut wajib memenuhi ketentuan sebagaimana diatur dalam Undang-undang Nomor 41 Tahun 1999 tentang Kehutanan;
2. PT. SUKSES JAYA LESTARI wajib mencantumkan nomor Peretujuan Impor dan LS (bagi yang dipersyaratkan LS) dalam PIB (dokumen kepabeanan) dan jumlah atau volume barang dalam PIB (dokumen kepabeanan) dengan satuan ukuran sebagaimana tercantum dalam Peretujuan Impor;
3. PT. SUKSES JAYA LESTARI wajib menyampaikan laporan secara elektronik atas pelaksanaan impor Produk Kehutanan setiap 1 (satu) bulan paling lambat tanggal 15 bulan berikutnya kepada Direktur Jenderal Perdagangan Luar Negeri melalui <http://inatrade.kemendag.go.id/> terhitung sejak diterbitkannya Peretujuan Impor Produk Kehutanan;
4. PT. SUKSES JAYA LESTARI hanya dapat menggunakan produk kehutanan impor untuk diperdagangkan dan/atau dipindahtangankan kepada pihak lain;
5. Pelanggaran terhadap ketentuan kewajiban sebagaimana diatur dalam Peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, akan dikenakan sanksi berupa penangguhan dan/atau pencabutan terhadap Peretujuan Impor;
6. Produk Kehutanan yang diimpor tidak sesuai dengan ketentuan dalam peraturan Menteri Perdagangan Nomor 82 TAHUN 2019 tentang Ketentuan Impor Produk Kehutanan, wajib ditarik kembali dari peredaran dan dimusnahkan oleh importir dengan biaya yang ditanggung oleh importir;
7. PT. SUKSES JAYA LESTARI bertanggungjawab terhadap importasi tersebut dan segala akibat hukum yang timbul disebabkan oleh perbuatan, tindakan, pelanggaran baik disengaja atau tidak disengaja, dan kelalaian yang tidak sesuai dengan ketentuan peraturan perundang-undangan yang berlaku atas impor produk kehutanan.
8. Impor Produk Kehutanan yang diimpor oleh XXXXXXXXXX sebagaimana yang tercantum pada lampiran hanya dapat dilakukan dari negara China dan India serta pelabuhan tujuan Banjarmasin - Kalimantan Selatan, Soekarno-Hatta - Tangerang, Tanjung Emas - Semarang, Tanjung Perak - Surabaya dan Tanjung Priok - Jakarta ;



9. Persetujuan impor ini berlaku mulai tanggal 7 Juni 2021 (Tujuh Juni Dua Ribu Dua Puluh Satu) sampai dengan tanggal 7 Juni 2022 (Tujuh Juni Dua Ribu Dua Puluh Dua) yang dibuktikan dengan tanggal pendaftaran pemberitahuan pabean berupa manifest (BC 1.1) sesuai ketentuan kepabeanan yang berlaku.

Demikian agar maklum.



a.n. Menteri Perdagangan R.I,
Plt. Direktur Jenderal
Perdagangan Luar Negeri

T T D

Indrasari Wisnu Wardhana

Tembusan :

1. Menteri Perdagangan (sebagai laporan);
2. Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan;
3. Deputi Bidang Koordinasi Pengelolaan, Energi, Sumberdaya Alam, dan Lingkungan Hidup;
4. Dirjen Daglu, Kementerian Perdagangan;
5. Dirjen Dagri, Kementerian Perdagangan;
6. Inspektur Jenderal, Kementerian Perdagangan;
7. Dirjen Pengelolaan Hutan Produksi Lestari, Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan;
8. Dirjen Industri Agro, Kementerian Perindustrian;
9. Dirjen Bea dan Cukai, u.p. Direktur Penindakan dan Penyidikan Kementerian Keuangan;
10. Direktur Impor, Ditjen Daglu, Kementerian Perdagangan;
11. Ka. Dinas Pemprov setempat;
12. Kepala Kantor Pelayanan Bea dan Cukai setempat.

Dokumen ini sah, diterbitkan oleh Kementerian Perdagangan secara elektronik melalui sistem INATRADE dan tidak membutuhkan cap dan tanda tangan basah

**PROSES PERMOHONAN SAMPAI DENGAN PENERBITAN PERIJINAN / PERSETUJUAN
TIDAK DIKENAKAN BIAYA**

事業者名、輸入申告
番号、木材製品番号、日付等

Nama Perusahaan
No. Deklarasi Impor
No. PI Produk Kehutanan
Tanggal
No. NIB



製品タイプ

HS コード

量

No.	Uraian Barang	Pos Tarif/HS	Jumlah
1	VENEER FACE BACK	4408.90.90	100 (Seratus) Metrik Ton
2	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Tidak Melebihi 5mm	4411.12.00	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
3	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan 5mm sampai dengan 9mm	4411.13.00	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
4	MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Melebihi 9mm	4411.14.00	600 (Enam Ratus) Metrik Ton
5	PLYWOOD POLYESTER	4412.33.00	500 (Lima Ratus) Metrik Ton
6	PLYWOOD	4412.39.00	300 (Tiga Ratus) Metrik Ton
7	PAPER MELAMINE;POLY PAPER	4811.59.20	150 (Seratus Lima Puluh) Metrik Ton
Total			1.950 (Seribu Sembilan Ratus Lima Puluh) Metrik Ton



a.n. Menteri Perdagangan R.I,
Pit. Direktur Jenderal
Perdagangan Luar Negeri

T T D

Indrasari Wisnu Wardhana

Dokumen ini sah, diterbitkan oleh Kementerian Perdagangan secara elektronik melalui sistem INATRADE dan tidak membutuhkan cap dan tanda tangan basah

PROSES PERMOHONAN SAMPAI DENGAN PENERBITAN PERJINAN / PERSETUJUAN
TIDAK DIKENAKAN BIAYA

付属資料⑥ 輸入木材の供給者確認書 (DKP)

輸入木材の供給者確認書
(DKP) 番号

DEKLARASI IMPOR
IMPORTIR PEMILIK API-U
Nomor: DI/U/0997/N/210607/001

輸入事業者名
と住所

1 Nama Importir : ██████████

2 Alamat Kantor : ██████████

倉庫の住所

3 Alamat Gudang : ██████████

デューデリジェンス (実
現可能性テスト) 情報

4 Nomor TPT/Bukti Penguasaan Gudang (TDG/IMB) : 01/36/TPT-KO/BKPMPT/2016

5 Nomor Pokok Wajib Pajak (NPWP) : ██████████

6 Nomor API-U : ██████████ tanggal terbit 2016-03-29

7 Nomor Induk Kependudukan (NIK) : ██████████ tanggal terbit 2016-04-20

8 Nomor S-LK (bagi yang wajib S-LK) : -

9 Tanggal Pelaksanaan Uji Tuntas : 25 Mei 2021 s/d 03 Juni 2021

10 Nama Pelabuhan Bongkar : (1) Banjarmasin
(2) Soekarno Hatta
(3) Tanjung Emas
(4) Tanjung Perak
(5) Tanjung Priok

11 Informasi hasil Uji Tuntas/Due Diligence :

No	Nama Eksportir	Nomor Data dan Informasi terkait Uji Tuntas
1	██████████	No UT/U/0997/N/210603/003 Tanggal 2021-06-03
2	██████████	No UT/U/0997/N/210603/001 Tanggal 2021-06-03
3	██████████	No UT/U/0997/N/210603/002 Tanggal 2021-06-03

Nomor: DI/U/0997/N/210607/001
Tabel 1. Informasi Barang Impor

No	Nomor Uji Tuntas	Nama Eksportir	Produk Kehutanan		Jenis (Spesies)		Negara Asal	Negara Ekspor	Negara Produsen	Jumlah yang akan diimpor (Metrik Ton)
			Uraian Barang	Pos Tarif / Kode HS	Nama Dagang	Nama Ilmiah				
1	UT/U/0997/N/210603/002		1. VENEER FACE BACK	4408.90.90.	Poplar	Populus spp	CHINA	CHINA	CHINA	100
2	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Tidak Melebihi 5mm	4411.12.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	150
3	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan 5mm sampai dengan 9mm	4411.13.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	150
4	UT/U/0997/N/210603/003		1. MEDIUM DENSITY FIBREBOARD (MDF) Ketebalan Melebihi 9mm	4411.14.00.	Poplar	Populus spp	INDIA	INDIA	INDIA	600
5	UT/U/0997/N/210603/002		1. PLYWOOD POLYESTER	4412.33.00.	Poplar	Populus spp	CHINA	CHINA	CHINA	500

デューデリジ
エンス番号

輸出事業者

製品タイプ

HS コード

樹種 (一般名)

樹種 (学名)


原産国

輸出国

生産国

重量

付属資料⑦ V-Legal ドキュメント



1	輸出先			
ORIGINAL	1 Issuing authority Name Address	V-Legal ドキュメント発行機関（木材合法性審査機関：LPVI）名と所在地		
	2 Imposer Name Address	輸入事業者の名前と所在地		
	Authority registration number LV	登録番号	Country of destination Port of loading Port of discharge	輸出先、積地港、仕向港
	3 V-Legitimacy number 2000784-00033-01740-US	V-Legal ライセンス番号	4 Date of Expiry 04 05 2020	失効日
	5 Country of export INDONESIA	輸出国	7 Means of transport BY SEA	輸送手段
	6 ISO Code E			
	8 Licensee Name Address	輸出事業者の名前、所在地、ETPIK（登録輸出事業者）番号と納税者番号		
	9 Commercial description of the timber products ENCLOSED	10 HS-Heading ENCLOSED		
	11 Common and Scientific Names ENCLOSED	製品に使用されている木材の一般名および学名	12 Country of harvest ENCLOSED	伐採国
	14 Volume (m ³) 8.7500	量 (m ³)	15 Net Weight (kg) 7.00000	重量 (m ³)
		16 Number of units 175	ユニット個数	
17 Distinguishing marks INVOICE: 067/SIL-POL/IV/2020 ISS		バーコードやロット番号船荷証券番号などの識別記		
18 Signature and stamp of issuing authority Name Place and date BOGOR, 6 APRIL 2020		V-Legal ドキュメント発行機関の署名、スタンプ、発行場所、日付		



UNITED STATES OF AMERICA										
ORIGINAL	1	ATTACHMENT V-LEGAL DOCUMENT								
		V-Legal license number		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> V-Legal ライセンスナンバー 失効日 発行機関 許可を受けた事業者 輸入事業者 </div>						
		Date of Expiry								
		Issuing authority								
		Licensee								
		Importer								
		No	Commercial Description of The Timber Products	HS-Heading	Common and Scientific Names	Countries of Harvest	ISO Codes	Volume (m3)	Net Weight (Kg)	Number of Units
		1	TEAK WOODEN CHAIR, BENCH, STOOL	9401.69.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1250	2,300.00	129
		2	TEAK WOODEN TABLE, CONSOLE, BEDSIDE TABLE, BUFFET, RACK	9403.60.90.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	1.1250	2,560.00	30
		3	SUAR WOODEN TABLE	9403.60.90.	Trembesi (Sesamea saman)	INDONESIA	ID	3.3010	1,500.00	10
	4	TEAK WOODEN BED	9403.50.00.	Jati (Tectona grandis)	INDONESIA	ID	2.1990	640.00	8	
	TOTAL						6.7500	7,000.00	173	
1	<p>Signature and stamp of issuing authority</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-right: 10px;"></div> </div> <p>Name: XXXXXXXXXX</p> <p>Place and date: XXXXXXXXXX BOGOR, 6 APRIL 2020</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>13763326009</p> </div>									